

平成 30 年 9 月 27 日

「音楽で健康を考える会」会則

第 1 条 (名称) この会を「音楽で健康を考える会」と称する。

第 2 条 (目的) この会は、鎌倉市を中心に、市民に対して音楽で健康を考える機会を与え、音
や音楽を有効活用して、耳（聴覚）を中心に健康を啓蒙する事を目的とする。

第 3 条 (活動) 前条の目的を達成する為に、例えば以下の活動を行う。

1. 会員等の耳年齢の（継続的な）測定。
2. 難聴や 1 / f に関する小講演会とミニ演奏会を開催する。
3. その他、有意義と判断される各種イベントを開催する。

第 4 条 (会員資格) 会員は、本会の趣旨に賛同し、会則を守り、会員相互で尊重し合える者で
ある事。

第 5 条 (入会及び退会) 入会及び退会について、以下の通り定める。

1. 本会代表の発行する「**入会承認書**」を以って会員資格を取得する。
2. 本会代表の発行する「**退会届**」、逝去、又は会費未納により会員資格を失う。
3. 毎年度、**会員名簿**を発行する。

第 6 条 (運営) 会員、特に音楽や健康に関する専門家が增えるまで、以下の通り運営するもの
とする。

1. 代表を 1 名置く。代表は菱田啓子とする。
2. 代表補佐を 1 名置く。代表補佐は菱田博俊とする。
3. 会計担当を 1 名置く。会計担当は菱田博俊とする。
4. 年度末に、本年度の会の運営状況を顧みて、来年度の会の運営計画を作成する。
5. 必要に応じて総会を開催し、運営の良好な推進を実施する。現時点では、会計報告を
総会において義務付けない。

第 7 条 (会費) 会員は年会費 2 0 0 0 円を納める。新規入会した際に現金で支払うか、4 月中
に**所定の口座**に振り込む。一旦納入した会費は、会員の逝去を含む等の事由に拘らず返
却されない。

第 8 条 (会計) 会計について、以下の通り定める。

1. 本会の会計年度を、4 月 1 日から 3 月 31 日とする。
2. 本会の収入は、原則として会員から納入される会費を財源とし、寄付金や鎌倉市等の
外部団体からの受託事業に関わる収入は不定期臨時収入の扱いとする。
3. 本会の支出は、会の運営、管理、維持、広報等に必要な事務経費、会場費、通信費、
印刷費、紙や文房具類の購入費等とする。
4. 会計担当は、会計責務を善良なる誠意を以って実施する。現時点では、会計監査を義

務付けない。

第9条（権限と責務）実施する活動に対して、責任者を設け、権限と責務を与える。

1. 耳年齢の測定の責任者を、菱田博俊とする。耳年齢測定の場合、日時、方法論を検討し、実行する。また、データを回収した場合にはその取り扱いを厳重に行い、また必要に応じて会員からの問い合わせに応じる。
2. 難聴や1 / f に関する小講演会とミニ演奏会を開催する責任者を、菱田啓子とする。講演会及び演奏会の場所、日時、方法論を検討し、実行する。講演会及び演奏会の内容については、会報や本会Webサイト等の媒体によって事後報告をする事が望ましい。
3. その他のイベントについては、会代表が有意義かどうかを判断し、実施の是非を決定する。開催する際には、会代表が都度適切に責任者を任命し、責任者の権限と責務の範囲を決定する。

第10条（総会）会員数が増えるまで、総会は必要に応じて行う事とする。

第11条（事務局）その年度の代表宅に、本会事務局を置く。

第12条（会則）会則変更の必要が生じた場合には、会員により協議を行う。

附則1：平成30年9月27日

本会の前身は、鎌倉生涯学習指導者の会に参加していた菱田博俊及び菱田啓子の音楽と耳に関するセミナーグループとする。平成30年度9月27日を以って、鎌倉生涯学習指導者の会から分離独立した。即ち、本会は平成30年9月27日に発足し、本会の会則第一版は平成30年9月27日に作成した。

以上